

個人情報保護取扱要領

制 定 平成18年4月1日

最近改正 平成27年10月7日

(趣旨)

第1条 この要領は、個人情報保護規程（以下「規程」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開示申出書)

第2条 規程第15条第1項に規定する開示申出書は、個人情報本人開示申出書（様式第1号）とする。

(開示決定通知書等)

第3条 規程第19条各項に定める書面は、次のとおりとする。

- (1) 規程第19条第1項により保有個人情報の全部を開示する旨の決定をしたときは、個人情報開示決定通知書（様式第2号）による。
- (2) 規程第19条第1項により保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたときは、個人情報一部開示決定通知書（様式第3号）による。
- (3) 規程第19条第2項により保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたときは、個人情報非開示決定通知書（様式第4号）による。

(訂正申出書)

第4条 規程第26条第1項に規定する訂正申出書は、個人情報訂正申出書（様式第5号）とする。

(訂正決定通知書等)

第5条 規程第28条各項に定める書面は、次のとおりとする。

- (1) 規程第28条第1項により訂正申出に係る保有個人情報の全部を訂正する旨の決定をしたときは、個人情報訂正決定通知書（様式第6号）による。
- (2) 規程第28条第1項により訂正申出に係る保有個人情報の一部を訂正する旨の決定をしたときは、個人情報一部訂正決定通知書（様式第7号）による。
- (3) 規程第28条第2項により訂正申出に係る保有個人情報の全部を訂正しない旨の決定をしたときは、個人情報非訂正決定通知書（様式第8号）による。

(利用停止申出書)

第6条 規程第33条第1項に規定する利用停止申出書は、個人情報利用停止申出書（様式第9号）とする。

(利用停止決定通知書等)

第7条 規程第35条各項に定める書面は、次のとおりとする。

- (1) 規程第35条第1項により利用停止申出に係る保有個人情報の全部について利用停止する旨の決定をしたときは、個人情報利用停止決定通知書（様式第10号）による。
- (2) 規程第35条第1項により利用停止申出に係る保有個人情報の一部について利用停止する旨の決定をしたときは、個人情報一部利用停止決定通知書（様式第11号）による。
- (3) 規程第35条第2項により利用停止申出に係る保有個人情報の全部について利用停止しない旨の決定をしたときは、個人情報非利用停止決定通知書（様式第12号）による。

(決定期間延長通知書)

第8条 規程第20条第2項、第29条第2項並びに第36条第2項により、回答期限を延長するときは、決定期間延長通知書（様式第13号）による。

(異議申出書)

第9条 規程第38条第1項に規定する異議申出書は、個人情報取扱いの異議申出書(様式第14号)とする。

(異議申出書等)

第10条 規程第38条各項に定める書面は、次のとおりとする。

- (1) 規程第38条第3項の異議申出に係る回答は、個人情報取扱いの異議の申出に係る処理内容通知書(様式第15号)による。
- (2) 規程第38条第4項の回答を行う場合において、横浜市長に審査会への諮問を求めるときは、審査会諮問請求書(様式第16号)による。
- (3) 規程第38条第5項の回答を行う場合において、横浜市長に審査会への諮問を求めるときに、異議申出書等関係書類を提出することについて、異議申出人に同意書(様式第17号)の提出を求めるものとする。

(視聴又は閲覧の中止)

第11条 公社は、開示決定を受けたもので文書の視聴又は閲覧をするものが当該視聴又は閲覧に係る文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該文書の視聴又は閲覧を中止させることができる。

(写しの交付部数)

第12条 文書の開示を行う場合において、文書の写しを交付するときの交付部数は、開示請求に係る文書1件につき1部とする。

(委任)

第13条 この要領の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成27年10月7日から施行する。

様式第1号（第2条）

個人情報本人開示申出書

平成 年 月 日

公益財団法人 横浜市資源循環公社
理事長

請求者 氏 名
郵便番号
住所又は居所
電話番号

個人情報保護規程第15条に基づき、次のとおり保有個人情報の本人開示を請求します。

1 本人開示請求に係る保有個人情報			
2 開示の実施方法	(1) 閱 覧 (2) 写しの交付 (3) 視 聴 (希望する実施方法を○で囲んでください。)		
3 代理人による申出の場合の本人の氏名等	本人の氏名		
	本人の住所又は居所及び電話番号		
5 本人確認欄 ※	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険被保険者証 (4) その他 ()		
6 代理人確認欄 ※	(1) 運転免許証 (2) 旅券 (3) 健康保険被保険者証 (4) その他 ()		
7 代理権確認欄 ※	(1) 未成年者の法定代理人の場合は戸籍謄抄本 (2) 成年後見人等に付された後見人等の場合は登記事項証明書 (3) 本人から代理権を与えられた場合は委任状		
8 備 考		受付欄	

- (注意) 1 本人の場合は、請求の際に本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険被保険者証等）を提示し、又は提出してください。
- 2 代理人の場合は、請求の際に本人及び代理人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険被保険者証等）並びに代理権があることを証明する書類を提示し、又は提出してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号（第3条第1号）

個人情報開示決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

公益財団法人 横浜市資源循環公社
理事長 印

平成 年 月 日に本人開示請求がありました保有個人情報については、個人情報保護規程第19条第1項により、次のとおりその全部を開示することと決定しましたので通知します。

1 本人開示請求に係る保有個人情報		
2 保有個人情報の利用目的		
3 開示の日時及び場所	日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
	場所	
4 開示の実施方法		
5 担当課	電話 ()	
6 備考		

- (注意) 1 この通知書及び請求者本人であることを証明する書類を持参の上、指定の日時に指定の場所においてください。
2 指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

様式第3号（第3条第2号）

個人情報一部開示決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

公益財団法人 横浜市資源循環公社
理事長 印

平成 年 月 日に本人開示請求がありました保有個人情報については、個人情報保護規程第19条第1項により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

1 本人開示請求に係る保有個人情報		
2 保有個人情報の利用目的		
3 開示の日時及び場所	日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
	場所	
4 開示の実施方法		
5 非開示とする部分の概要並びに非開示とする根拠規程及び当該規程を適用する理由	非開示とする部分の概要 個人情報保護規程第18条第 号に該当 [理由]	
5 担当課	電話 ()	
6 備考		

(注意) 1 この通知書及び請求者本人であることを証明する書類を持参の上、指定の日時に指定の場所においてください。

2 指定の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

(備考) 様式の下欄には、教示について記載することができる。

様式第4号（第3条第3号）

個人情報非開示決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

公益財団法人 横浜市資源循環公社
理事長 印

平成 年 月 日に本人開示請求がありました保有個人情報については、個人情報保護規程第19条第2項により、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。

1 本人開示請求に係る保有個人情報	
2 保有個人情報の概要	
3 保有個人情報の利用目的	
4 非開示とする根拠規程及び当該規程を適用する理由	個人情報保護規程第 条第 項 号に該当 〔理由〕
5 担 当 課	電話 ()
6 備 考	

(備考) 様式の下欄には、教示について記載することができる。

個人情報訂正申出書

平成 年 月 日

公益財団法人 横浜市資源循環公社
理事長

請求者 氏 名
郵便番号
住所又は居所
電話番号

個人情報保護規程第26条第1項に基づき、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 本人開示を受けた保有個人情報			
2 保有個人情報の開示を受けた日			
3 訂正の趣旨及び内容			
4 代理人による請求の場合の本人の氏名等	本人の氏名		
	本人の住所又は居所及び電話番号		
5 本人確認欄 ※	(1) 運転免許証 (4) その他 ((2) 旅券	(3) 健康保険被保険者証)
6 代理人確認欄 ※	(1) 運転免許証 (4) その他 ((2) 旅券	(3) 健康保険被保険者証)
7 代理権確認欄 ※	(1) 未成年者の法定代理人の場合は戸籍謄抄本 (2) 成年後見人等に付された後見人等の場合は登記事項証明書 (3) 本人から代理権を与えられた場合は委任状		
8 備 考		受付欄	

- (注意) 1 訂正申出の際には、訂正を求める事実を証明する資料を提出してください。
 2 本人の場合は、請求の際に本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険被保険者証等）を提示し、又は提出してください。
 3 代理人の場合は、請求の際に本人及び代理人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険被保険者証等）並びに代理権があることを証明する書類を提示し、又は提出してください。
 4 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第6号（第5条第1号）

個人情報訂正決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

公益財団法人 横浜市資源循環公社
理事長 印

平成 年 月 日に訂正申出がありました保有個人情報については、個人情報保護規程第28条第1項の規定により、次のとおりその全部を訂正することと決定しましたので通知します。

1 訂正申出に係る保有個人情報	
2 訂正の内容	
3 訂正年月日	年 月 日
4 担当課	電話 ()
5 備考	

様式第7号（第5条第2号）

個人情報一部訂正決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

公益財団法人 横浜市資源循環公社
理事長 印

平成 年 月 日に訂正申出がありました保有個人情報については、個人情報保護規程第28条第1項の規定により、次のとおりその一部を訂正することと決定しましたので通知します。

1 訂正申出に係る保有個人情報	
2 訂正の内容	
3 訂正年月日	年 月 日
4 一部訂正とする理由	
5 担当課	電話 ()
6 備考	

(備考) 様式の下欄には、教示について記載することができる。

様式第8号（第5条第3号）

個人情報非訂正決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

公益財団法人 横浜市資源循環公社
理事長 印

平成 年 月 日に訂正申出がありました保有個人情報については、個人情報保護規程第28条第2項の規定により、次のとおりその全部を訂正しないことと決定しましたので通知します。

1 訂正申出に係る保有個人情報	
2 訂正をしない理由	
3 担当課	電話 ()
4 備考	

(備考) 様式の下欄には、教示について記載することができる。

個人情報利用停止申出書

平成 年 月 日

公益財団法人 横浜市資源循環公社
理事長

請求者 氏 名
郵便番号
住所又は居所
電話番号

個人情報保護規程第33条第1項に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

1 本人開示を受けた保有個人情報			
2 保有個人情報の開示を受けた日			
3 訂正の趣旨及び内容			
4 代理人による請求の場合の本人の氏名等	本人の氏名		
	本人の住所又は居所及び電話番号		
5 本人確認欄 ※	(1) 運転免許証 (4) その他 ((2) 旅券	(3) 健康保険被保険者証)
6 代理人確認欄 ※	(1) 運転免許証 (4) その他 ((2) 旅券	(3) 健康保険被保険者証)
7 代理権確認欄 ※	(1) 未成年者の法定代理人の場合は戸籍謄抄本 (2) 成年後見人等に付された後見人等の場合は登記事項証明書 (3) 本人から代理権を与えられた場合は委任状		
8 備 考		受付欄	

- (注意) 1 利用停止申出の際には、利用停止を求める事実を証明する資料を提出してください。
 2 本人の場合は、請求の際に本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険被保険者証等）を提示し、又は提出してください。
 3 代理人の場合は、請求の際に本人及び代理人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険被保険者証等）並びに代理権があることを証明する書類を提示し、又は提出してください。
 4 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第10号（第7条第1号）

個人情報利用停止決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

公益財団法人 横浜市資源循環公社
理事長 印

平成 年 月 日に利用停止申出がありました保有個人情報については、個人情報保護規程第35条第1項の規定により、次のとおりその全部を利用停止することと決定しましたので通知します。

1 利用停止申出に係る保有個人情報	
2 利用停止の内容	
3 利用停止年月日	年 月 日
4 担当課	電話 ()
5 備考	

様式第11号（第7条第2号）

個人情報一部利用停止決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

公益財団法人 横浜市資源循環公社
理事長 印

平成 年 月 日に利用停止申出がありました保有個人情報については、個人情報保護規程第35条第1項の規定により、次のとおりその一部を利用停止することと決定しましたので通知します。

1 利用停止申出に係る保有個人情報	
2 利用停止の内容	
3 利用停止年月日	年 月 日
4 一部利用停止とする理由	
5 担 当 課	電話 ()
6 備 考	

(備考) 様式の下欄には、教示について記載することができる。

様式第12号（第7条第3号）

個人情報非利用停止決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

公益財団法人 横浜市資源循環公社
理事長 印

平成 年 月 日に利用停止申出がありました保有個人情報については、個人情報保護規程第35条第2項の規定により、次のとおりその全部を利用停止しないことと決定しましたので通知します。

1 利用停止申出に係る保有個人情報	
2 利用停止をしない理由	
3 担 当 課	電話 ()
4 備 考	

(備考) 様式の下欄には、教示について記載することができる。

決定期間延長通知書

第 号
平成 年 月 日

様

公益財団法人 横浜市資源循環公社
理事長 印

平成 年 月 日に 申出がありました保有個人情報の（本人開示申出・訂正申出・利用停止請求）にかかる決定については、個人情報保護規程第 条第 項の規定により、次のとおりその期間を延長しましたので通知します。

1 申出に係る保有個人情報	
2 条例第 条第 項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長の理由	
5 担当課	電話 ()
6 備考	

（備考）様式の下欄には、教示について記載することができる。

個人情報取扱いの異議申出書

平成 年 月 日

公益財団法人 横浜市資源循環公社
理事長

請求者 氏 名
郵便番号
住所又は居所
電話番号

個人情報保護規程第38条第1項に基づき、次のとおり個人情報の異議を申し出ます。

1 異議の申出に係る保有個人情報			
2 異議の申出の趣旨及び理由			
3 代理人による申出の場合の本人の氏名等	本人の氏名		
	本人の住所又は居所及び電話番号		
5 本人確認欄 ※	(1) 運転免許証 (4) その他 ((2) 旅券	(3) 健康保険被保険者証)
6 代理人確認欄 ※	(1) 運転免許証 (4) その他 ((2) 旅券	(3) 健康保険被保険者証)
7 代理権確認欄 ※	(1) 未成年者の法定代理人の場合は戸籍謄抄本 (2) 成年後見人等に付された後見人等の場合は登記事項証明書 (3) 本人から代理権を与えられた場合は委任状		
8 備考		受付欄	

- (注意) 1 本人の場合は、申出の際に本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険被保険者証等）を提示し、又は提出してください。
- 2 代理人の場合は、申出の際に本人及び代理人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険被保険者証等）並びに代理権があることを証明する書類を提示し、又は提出してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第15号（第10条第1号）

個人情報取扱いの異議の申出に係る処理内容通知書

第 号
平成 年 月 日

様

公益財団法人 横浜市資源循環公社
理事長 印

平成 年 月 日に是正の申出がありました保有個人情報の取扱いについては、次のとおり処理しましたので、個人情報保護規程第38条第3項の規定により通知します。

1 異議の申出に係る保有個人情報	
2 異議の申出の趣旨及び理由	
3 異議の申出に対する処理の内容	
4 担 当 課	電話 ()
5 備 考	

審査会諮問請求書

第 号
平成 年 月 日

横 浜 市 長

公益財団法人 横浜市資源循環公社
理事長 印

平成 年 月 日の不服申立てについては、個人情報保護規程第38条第4項の規定により、次のとおり審査会への諮問を請求します。

1 不服申立てに係る 個人情報	
2 不服申立てを受理 した年月日	年 月 日
3 担 当 課	電話 ()
4 備 考	

審 査 会 諮 問 同 意 書

第 号
平成 年 月 日

公益財団法人 横浜市資源循環公社
理事長

請求者 氏 名
郵便番号
住所又は居所
電話番号

平成 年 月 日の不服申立てについては、個人情報保護規程第38条第5項の規定に基づき、異議申出書等関係書類を審査会へ提出することに同意します。

1 不服申立てに係る個人情報	
2 不服申立てをした年月日	年 月 日
3 提出書類	
3 担当課	電話 ()
4 備考	

